

## 宿 泊 約 款

### (適用の範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを

要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動したとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 長崎県旅館業法施行条例7条の規定する場合に該当するとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす  
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた  
とき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 長崎県旅館業法施行条例第7条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則  
の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受け  
ていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきま  
す。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨  
に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示  
していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。  
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用するこ  
とができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることが  
あります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の 30%
  - (2) 超過6時間までは、室料相当額の 50%
  - (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従って頂きます。

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス：
  - イ) 門限 午後11時00分
  - ロ) フロントサービス 午後8時30分
- (2) 飲食等（施設）サービス時間：
  - イ) 朝食 午前 7時00分～午前 8時30分
  - ロ) 昼食 午前11時30分～午後 2時00分
  - ハ) 夕食 午後 5時30分～午後 7時30分
  - ニ) その他の飲食等
- (3) 付帯サービス施設時間：午後10時30分まで

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は20万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客があらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項の関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料+夕・朝食料) ②サービス料 (①×15%)	
	追加料金	③追加飲食 (①に含まれるものを除く) ④サービス料 (③×15%)	
	税金	イ. 消費税	

備考1. 基本宿泊料金は 〇〇〇〇〇〇に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児については、宿泊料金はいただきません。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日												
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%								
15～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%							
31～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%			
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日

前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数がでた場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

## (利 用 規 約)

当館では、お客様に安全にかつ快適にご利用頂くため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、又、場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### (1) 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 火災の原因となりやすい場所、寝煙草、館内歩行中での喫煙はおやめください。
2. 客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめください。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめください。

### (2) 保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中のお部屋から出られる節には、施錠をご確認下さい。
2. 館外へ外出される時は、フロントに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。ご面会はロビーをご利用ください。
4. 消防設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

### (3) 貴重品・お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

1. 現金・貴重品については事故防止のため、必ずフロントにお預け下さい。
2. ご滞在中の現金・貴重品をフロントにお預けにならずに滅失、毀損等によって生じた損害については、賠償致しかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

### (4) お支払いについて

1. 館内売店をサインにてご利用される場合は、お手数ですが客室鍵をご提示ください。  
なお、各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立て替えはお断りさせていただきます。
2. 都合により、ご到着時にお預り金を申し受けることがございますので、ご了承ください。

### (5) その他のお守りいただきたい事項

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持ち込みはおやめください。

2. 館内で、声高、放歌、喧騒な行為、賭博、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないようお願い申し上げます。
3. 当館の許可なく客室、ロビー等を営業行為（展示、広告、宣伝、販売等）などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
4. 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめください。
5. 客室の、窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
6. 風呂及び洗面所のご利用後は、必ず給湯水を止めてください。もし流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意願います。
7. 下駄、ゴム長靴等でのご入館はご遠慮願います。
8. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきますのでご了承ください。
9. エネルギーを大切に使うため、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。

#### （6） 駐車場のご利用方法

1. 駐車場台数はお一人様1台とさせていただきます。
2. 観光バス（大型を除く）及び特別医療車両を除き、1台枠を超える中・大型車の駐車は原則お断りいたします。
3. 駐車場地内で許可なく洗車をなさないでください。
4. ご宿泊のお客様のご利用時間は原則として、ご到着から出発時までとさせていただきます。尚、駐車場の営業時間は午前8時から午後10時までとなっておりますので、営業時間外での入出庫は原則できませんのでご注意下さい。時間外での入出庫につきましては、別途事前にフロントへご相談下さい。
5. 駐車場内での事故・盗難等の責任は、当方では一切負いかねます。

## 宴会のご利用について（宴会・催事規約）

宴会、会議または催物のご利用に関して下記の通り規約をもうけておりますので予めご了承ください。

### （１） お取り決めについて

当館が宴会、会議または催物（以下、宴会等と称します。）及び宴会場の利用等に関して締結する契約は、この取り決めの定めるところによるものとし、この取り決めに定めのない事項につきましては法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

### （２） お申し込みについて

当館に宴会等のお申し込みをされる場合は次の事項を当館にお申し出ください。

1. 主催者名、ご担当責任者名及び住所並びに宴会等の名称
2. 開催日及び開催時間
3. 人数及び内容、利用目的
4. 申込金、清算金の支払日
5. その他、当館が必要と認める事項

### （３） ご契約の成立について

1. 宴会等契約は、当館がご契約のお申し込みを承諾し、当館指定の申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。
2. 宴会等契約が成立したときは、宴会等の見積金額を前払金として当館が指定する日までに現金又は当館指定口座への振り込みにてお支払いいただきます。
3. 前払金を当館が指定して日までにお支払いいただけない場合は、宴会等契約はその効力を失うものといたします。この場合、別表に掲げるところにより取消料金を申し受けます。申込金は、取消料金を充当させていただきます。
4. 当館は次に掲げる場合においては、宴会場利用契約の締結に応じないことがあります。
  - ① 宴会場にご出席のお客様の中に次の事由に該当する物がある場合。
    - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
    - ロ) 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。
    - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団等に該当するものがあるとき。
  - ② お客様及び宴会等への出席者が、法令又は公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、あるいは他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をすると当館が判断したとき。

- ③ 当館もしくは当館の従業員に対し、暴力的要求行為あるいは、合理的範囲を超えた負担を要求した場合。
- ④ この宴会ご利用について（宴会・催事規則）に違反した場合。

（４） お客様よりのご契約お取り消しについて

お客様の都合により宴会等契約の全部又は一部をお取り消される場合には、下記の通り取消料もしくは期日変更料を申し受けます。尚、申込金または前払金は取消料に充当し、残額があれば返金致します。

お申し出日 取消料・期日変更料

開催日の 19 日前から 10 日前までご宴会等お見積り金額の 50%

開催日の 9 日前からその前日までご宴会等お見積り金額の 80%

開催日当日ご宴会等お見積り金額の 100%

※上記取消料または期日変更料には、サービス料および税金は加算されません。

（５） 装飾、余興等のお手配について

宴会等に関連する装飾、装花、音響、照明、余興、及びコンパニオン等につきましては、当館指定業者に手配させていただきます。当館指定業者以外の業者に依頼される場合は、事前に当館の了解を得られた後に発注をお願いいたします。

（６） 直接ご依頼の業者に対する指示について

当館了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機材の搬入・搬出、または看板等のサイズや取り付け方法等の決定、或いは設置場所等の設定につきましては、当館の美観、動線などを踏まえて一定のルールのもとに実施していただくよう、当館がその業者の方々に指示させていただきます。

（７） 損害賠償について

1. お客様側の全ての関係者（出席客、お客様が直接依頼された業者を含む）およびお客様は、当館の施設、什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当館よりご指示申しあげますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金を請求させていただきます。
2. 宴会等お申し込み時に定めたご精算日までにお支払いなき場合は延滞金を申し受けません。

(8) 当館よりの契約取消について

当館は次に掲げる場合において宴会等のお申し込みをお断りするか又は既にご契約頂いた場合でも宴会等の取消し（解除）させていただくことがあります。

- ① 宴会場にご出席のお客様の中に次の事由に該当するものがある場合においては、契約の不成立と同時に契約を解除することがあります。
  - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
  - ロ) 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。
  - ハ) 法人でその役員のうち暴力団等に該当するものがあるとき。
- ② 関係諸官庁より特別の指示があるとき
- ③ 宴会等に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ④ 天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場等を使用することができないとき
- ⑤ この宴会・催事規約に違反されたとき

(9) 禁止事項について

次に掲げる各事項につきまして禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ① 犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類の持ち込み
- ② 発火又は引火性の物品等危険物の持ち込み
- ③ 悪臭・異臭を発するものの持ち込み
- ④ 賭博等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑤ 備品等の移動
- ⑥ お申し込み時の使用目的以外のご使用
- ⑦ その他法令で禁じられている行為